

「社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－」の結果に基づく 勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

! 背景と目的

- ◇ 児童養護施設や里親などの下で養育される児童は、令和3年度末で約4.2万人。平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先の原則」が明確化されたことを踏まえ、こども家庭庁は、里親やファミリーホーム(以下「里親等」という。)といった家庭と同様の環境下での養育を推進
- ◇ しかしながら、里親等への委託が進まない、里親登録したものの児童を委託されない里親がいる、不安や悩みを抱える里親への支援が不足しているといった課題が指摘
- ◇ これを踏まえ、里親委託のより一層の推進を図る観点から、児童相談所における里親委託や里親への支援の実施状況を調査

こども家庭庁に対し、以下の事項を勧告

- ① 未委託里親に児童を委託するため短期委託やショートステイ事業の活用推進
- ② 保育所等入所の優先利用の徹底や保育所等に係る措置費支給の検討
- ③ 障害児・被虐待児を委託している里親への専門的な研修機会の付与の検討
- ④ 里親不調に関する全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を児童相談所に周知

✓ 改善措置

- ショートステイの委託先として里親等を積極的に活用すること、その実施に当たっては、利用児童に最も適合すると考えられる委託候補里親等を選定すること等について、都道府県市※等に周知
※ 都道府県並びに政令指定都市及び児童相談所設置市
- 保育所等入所の優先利用の対象として児童が里親に委託されている場合も含むことを都道府県市等に周知。保育所等に通う際に必要となる費用も「幼稚園費」を拡充して令和7年度から支給
- 専門里親認定研修及び更新研修について、令和6年度から東京都に加え兵庫県でも開催。令和7年度から講義を一部オンデマンドで実施し、受講者の利便性向上に寄与
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」（以下「自治体間ネットワーク会議」という。）を令和6年度に4回開催して、里親不調に関する全国の事例を把握し、課題解決に取り組む都道府県市の事例を紹介

1 ①里親等委託の実施状況（登録里親の確保・未委託里親への委託推進）

制度の概要

- ◇ こども家庭庁は、都道府県市に対し、新たな里親の開拓を要請（里親登録が進んでいる都道府県市ほど里親等委託率が高い傾向あり）。また、国庫補助によりリクルート活動を支援
- ◇ 未委託里親への支援等としては、未委託里親がその養育経験を積み、スキルアップを図る機会として、研修・トレーニング、短期委託※1、ショートステイ事業※2、里親同士の相互交流等あり

※1 児童養護施設等の入所児童を週末や夏季休暇を利用して里親家庭におおむね3～5日間程度宿泊させ、家庭生活を体験させる事業

※2 実親が疾病、育児疲れ等で一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設、里親などに預けることができる事業

当省の意見

- 登録里親の確保を推進するため、現場の取組を把握した上で、**全国の児童相談所等に優良事例を周知するなどの措置を講ずること。**
- 未委託里親への委託を推進するため、i) **未委託里親が参加しやすい里親同士の相互交流等が進むような措置を講ずること**、ii) **短期委託やショートステイ事業において未委託里親に児童を預けることが進むような措置を講ずること。**

<調査結果>

(登録里親の確保)

国が目標とする里親等委託率達成のため、更なる登録里親の確保が必要。一部の児童相談所では、里親制度の説明機会の増加、対象者を絞ったリクルート活動など取組を工夫した例あり

(未委託里親への委託推進)

登録里親のうち未委託里親は約7割。未委託里親の相互交流や研修は一部の児童相談所のみで実施。短期委託やショートステイ事業が、養育経験の付与やスキルアップに寄与するとともに、里親の受入希望の幅を広げることにつながり、委託が推進された例あり

改善措置状況

- 登録里親の確保や未委託里親への支援等を担う機関として、都道府県市などが設置運営する**「里親支援センター」**を創設（令和6年4月施行）し、その設置を促進
- 第2回自治体間ネットワーク会議（令和6年9月）において、**里親登録に関する課題解決、効果的な普及啓発等について先進的に取り組む都道府県市からのプレゼンテーションが実施**
- i) 第3回自治体間ネットワーク会議（令和6年12月）において**里親委託（マッチング）の課題を、第4回自治体間ネットワーク会議（令和7年3月）において養育技術等の課題を扱い、課題解決に向けた優良事例や里親同士のピアグループの取組例などについて情報共有**
ii) **短期委託については、第4回自治体間ネットワーク会議において課題を把握するとともに養育力の向上に有効な事例を共有。ショートステイについては、委託先として里親等の積極的な活用、里親支援センターの活用等について都道府県市等宛て通知を発出し検討を要請（令和6年3月）**

1 ②児童相談所における里親委託や里親支援等の実施体制

制度の概要

- ◇ 「里親に関する業務」には、児童相談所が直接行う里親の認定・登録に係る業務等のほか、i) 里親委託に係る業務（新規里親の開拓、里親の選定・マッチングなど）、ii) 養育支援に係る業務（里親への研修、里親家庭への訪問、相談対応など）もあり
- ◇ 里親に関する業務のうち、児童相談所が外部委託することができる業務（上記i)・ii)の業務）については、全部又は一部を適切に行うことができる民間機関（児童養護施設、乳児院、里親会、NPO法人など）に委託可能
- ◇ こども家庭庁は、原則的には児童相談所が一貫して里親に関する業務を実施することが望ましいが、必要に応じて、児童養護施設や乳児院等民間ノウハウを活用しつつ重層的に支援を行っていくとしており、民間機関に委託する場合には「一連の業務を包括的に委託すること」を推奨

当省の意見

- 児童相談所の体制・機能を補完し、里親への重層的な支援を推進する観点から、都道府県市が外部委託を行う際の課題を把握するとともに、それらの解決の参考となる優良事例を収集した上で、同事例の中で課題解決に至った経緯や具体的な取組等を整理し、都道府県市に提供するなど、外部委託を進める都道府県市の支援を行うこと。

<調査結果>

(外部委託の状況)

里親に関する業務を包括的に外部委託している都道府県市は29か所中13か所。外部委託により、相談窓口の対応可能日時の拡充、家庭訪問実施率の増加など、里親支援の充実に寄与。外部委託を実施している都道府県市では、課題を解決しながら外部委託を実現した例あり

改善措置状況

- 第4回自治体間ネットワーク会議（令和7年3月）において、体制の課題（外部委託を含む。）等を検討し、里親支援センターについて、活用方法等が十分に理解されておらず、設置が進んでいない現状・課題を把握。里親支援センターの設置・関係機関との連携を進めている都道府県市の優良事例を共有
- 都道府県市による里親支援センターの設置状況について、定期的に把握・公表（令和6年度中に3回）
- 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（令和6年9月）や全国こども政策主管課長会議（令和7年3月）等において、里親支援センターの設置を促すとともに取組事例を紹介

2 里親等委託の実施状況（共働き世帯への委託推進）

制度の概要

- ◇ こども家庭庁は、児童相談所に里親が共働き等であることをもって不利益となるような取扱いを行わないことを要請
- ◇ こども家庭庁は、共働き世帯の養育環境を整備するため、里親の就労等により児童の保育の必要性が生じた場合に保育所等への入所を認めるとともに、里親委託された場合を保育所等の優先利用の対象とし、保育所等の確保を支援
- ◇ また、児童の養育等に必要な諸費用を賄うため、「幼稚園」に係る費用（入学金、制服費、通園バス代等）を措置費として実費支給。一方で、幼稚園と保育所等は児童を預けているという点に差異はないものの、「保育所等」に係る費用は実費支給の対象外

当省の意見

- 共働き世帯の養育環境を整備し、共働き世帯への委託を推進するため、以下の措置を講ずること。
 - ・ **保育所等入所の優先利用に係る関連通知の周知徹底**
 - ・ 里親への措置費支給の取扱いを再考し、**保育所等に係る費用を措置費として支給することを検討**

<調査結果>

登録里親の半数以上が共働き世帯である中、共働き世帯の方が委託児童の養育未経験の割合が高く、里親委託が進んでいない状況あり。また、こども家庭庁の調査では、里親委託されている就学前児童の45.8%が保育所等を、26.1%が幼稚園を利用

（保育所等の確保）

こども家庭庁は、都道府県市に保育所等の優先利用について通知しているが、入所時の点数を加算していない実態あり

（措置費の取扱い）

保育所に入所させた際に措置費が支給されず自己負担となつた例あり

改善措置状況

- 里親家庭の保育所等の優先利用について、平成26年9月の通知に加え、**令和6年8月及び9月に改めて都道府県市等宛てに通知等を発出**
- 第4回自治体間ネットワーク会議（令和7年3月）において改めて市町村に**保育所等入所の優先利用について周知徹底を求める**とともに、都道府県に**対し管内市町村の保育所等の優先利用の実施状況等の把握に努めるよう依頼**
- 保育所等入所に係る費用に関しては、児童入所施設措置費により**「幼稚園費」を拡充し、里親等に委託した児童が保育所等に通う際に必要となる費用についても対象として、令和7年度予算に計上**

3 里親等委託の実施状況（障害児・被虐待児の委託推進）

制度の概要

- ◇ 軽度の障害児や被虐待児を児童養護施設や里親等に措置することがあるが、こども家庭庁は、障害児や被虐待児など特に専門性の高い支援を必要とする児童を養育する里親として「専門里親」の区分を設定
- ◇ 専門里親になるためには、3年以上の委託児童の養育の経験を有することのほか、専門里親研修を修了していることなどが要件
- ◇ 専門里親研修のうち実地研修の実施主体は都道府県市であり、必要に応じて、社会福祉法人等に研修の実施を委託可能
- ◇ こども家庭庁は、専門里親研修の通信教育及びスクーリングを委託できる社会福祉法人を例示しており、都道府県市が同法人に委託する場合には、里親が東京都（法人所在地）に出向き、研修を受講

当省の意見

- 障害児・被虐待児を委託する里親の養育環境を整備し、障害児・被虐待児の委託を推進するため、専門的な研修の受講機会が確保できるよう、**都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時の研修への支援方策を検討した上で、障害児・被虐待児を委託している養育里親への専門的な研修機会の付与などを検討すること。**

<調査結果>

- 障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託されており、専門里親への委託は少数
- 障害児・被虐待児を養育する里親への専門的な研修や支援が必要であるが、養育里親は専門里親に登録しようとした限り専門里親研修を受講できず。また、児童相談所や里親から、専門里親研修は、国が例示する社会福祉法人にその実施を委託する場合には里親が東京都まで出向く必要があり、研修が受講しにくいとの意見あり

改善措置状況

- こども家庭庁が例示する委託先は、令和6年度から、**東京都所在の学校法人に替わり、同法人は北海道所在の社会福祉法人と共同して、専門里親認定研修を東京都と兵庫県で開催**。令和7年度の専門里親認定研修については受講者の利便性を考慮し、**講義の5割をオンデマンド化して実施**。それにより、**研修日程が短縮（3日間→2日間）**
また、**専門里親研修制度の運営に係る通知を改正し、養育実習等デジタル化が困難な場合を除き、研修申込みから修了証書交付の記録までの一連のプロセスについて、受講者の利便性向上を確保しつつ、可能な限りオンライン化に取り組むよう通知（令和6年10月）**。これにより、**遠方に居住する養育里親などに対する研修機会を確保**
- 養育里親への研修内容について、児童の障害の理解等も含めたポイントや狙い・効果等を具体的に記載したカリキュラムを作成し、都道府県市宛てに通知（令和6年10月）

4 里親不調への対応状況

制度の概要

- ◇ 委託後に、児童と里親との関係が悪化して養育を継続できない状態（里親不調）になるケースあり
- ◇ こども家庭庁は、児童相談所に、不調の兆しをできるだけ早く把握し、不調の兆しがあれば、家庭訪問や相談支援を実施することを要請

当省の意見

- 里親の安定的な養育環境を整備する観点から、児童相談所が**里親不調を未然に防止**できるよう、**全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に周知すること。**

〈調査結果〉

- 里親不調の件数は増加傾向
- 児童相談所では、家庭訪問を契機として里親と児童の関係悪化の兆しを把握し、児童相談所が里親に助言するなどして里親不調を未然に防いだ例あり
- 多くの児童相談所では、振り返りを実施。その結果、養育時の注意点を事前情報として伝える重要性を再確認しチェックリストを作成するなど養育支援にフィードバックしている例あり
- 他方、児童相談所単位では里親不調事例数が少ないため、里親不調の未然防止策の検討が進んでいない状況。国において里親不調事例の検証を行い、現場へのフィードバックを望む意見あり

改善措置状況

- 第3回自治体間ネットワーク会議（令和6年12月）において、**委託後の課題について検討し、不調防止のための取組として、**
 - ・ **里親等が日常的に相談できる体制や、関係機関等が伴走型で支援できる体制が不十分である**
 - ・ **不調による委託解除後の里親・児童への支援体制が確立されていない等の現状・課題を把握**
- また、第3回自治体間ネットワーク会議では、**不調防止に向け、里親等が日常的に相談できる体制や関係機関等が伴走型で支援する体制の整備例など、課題解決に取り組む都道府県市の優良事例を紹介**

社会的養護に関する調査—里親委託を中心として— の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和5年3月～6年6月
2 対象機関 調査対象機関：こども家庭庁、厚生労働省
関連調査等対象機関：都道府県（19）、市町村（27）、関係団体等（35）

【勧告日及び勧告先】 令和6年6月7日 こども家庭庁

【回答年月日】 令和7年12月26日 こども家庭庁 ※改善状況は令和7年5月26日現在

【調査の背景事情】

- 家庭での養育が困難で社会的養護（児童養護施設や里親などにおける養護）の下に置かれている児童は、令和3年度末時点では約4.2万人に上る。
- 社会的養護としては、従来児童養護施設における養護が中心であったが、平成28年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）改正で「家庭養育優先の原則」が明確化され、国及び自治体は、家庭における養育が困難である又は適当でない場合であっても家庭と同様の環境で継続的に養育されるよう必要な措置を講ずることとされた。
- これを受け、こども家庭庁は、里親等（注1）での養育を推進しているが、里親等委託率（注2）は、目標値である75%（3歳未満）、75%（3歳以上就学前）、50%（学童期以降）に対し、それぞれ25.3%、30.9%、21.7%（いずれも令和3年度末時点の実績）となっている。また、里親登録したものの児童を委託されない里親がいる、不安や悩みを抱える里親への支援が不足しているといった課題も指摘されている。
- 本調査は、里親委託の一層の推進を図る観点から、児童相談所における里親委託や里親への支援の実施状況等を調査し、里親委託等の課題を明らかにするとともに、課題への対応策を整理し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

（注）1 里親及びファミリーホーム（養育者の住居において家庭養護を行う事業者）。以下同じ。

2 社会的養護の下に置かれている児童のうち里親等に委託されている者の割合。以下同じ。

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>1 児童相談所における里親委託や里親支援等の実施体制 (勧告要旨)</p> <p>こども家庭庁は、登録里親を確保するためのリクルート活動や未委託里親への支援等を実施する児童相談所の体制・機能を補完し、里親への重層的な支援を推進する観点から、都道府県市（注）が外部委託を行う際の課題を把握するとともに、それらの解決の参考となる優良事例を収集した上で、同事例の中で課題解決に至った経緯や具体的な取組等を整理し、都道府県市に提供するなど、外部委託を進める都道府県市の支援を行うこと。</p> <p>（注）都道府県並びに政令指定都市及び児童相談所設置市を指す。以下同じ。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親に関する業務には、児童相談所が直接行うこととされている里親の認定・登録等に係る業務のほか、外部委託が可能な業務として、新規里親の開拓、里親の選定・マッチング、里親への研修、里親家庭への訪問相談等がある。 ○ こども家庭庁は、原則的には、児童相談所が里親に関する業務を一貫して実施することが望ましいとしつつ、必要に応じて、民間機関（児童養護施設、乳児院、里親会、N P O 法人等）のノウハウを活用しながら重層的に支援を行っていくとの考えに基づき、外部委託に要する経費の一部を国が負担することを通じて、外部委託を推進しており、委託する場合は、一連の業務を包括的に委託することを推奨している。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親に関する業務のうち外部委託が可能なものを包括的に委託しているのは、調査した 29 都道府県市のうち 13 都道府県市であった。外部委託により、相談窓口の対応可能日時を拡充している状況や家庭訪問実施率が高くなる傾向がみられ、外部委託は里親支援の充実に寄与すると考えられる。 	<p>→ 登録里親を確保するためのリクルート活動や未委託里親への支援等を担う機関として、令和 4 年の児童福祉法改正（令和 6 年 4 月施行）により「里親支援センター」を創設したところである。里親支援センターは、都道府県市のほか、社会福祉法人等による設置及び運営も可能であり、同法人等によるものも含め、里親支援センターの設置を促進するため、都道府県市に対して下記の措置を講じた。</p> <p><里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 6 年度から「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」（以下「自治体間ネットワーク会議」という。）を開催し、里親等委託の更なる推進のための六つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理の上、都道府県市に提示した。 ○ 令和 6 年度においては、自治体間ネットワーク会議を全 4 回開催し、上記の六つの課題について、都道府県市との意見交換等を実施した。 ○ なお、自治体間ネットワーク会議の開催に当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての都道府県市に個別にヒアリングを実施し、上記の六つの課題における実態を把握した上で、 ・ 先進都道府県市による課題に対する解決策等を参考に、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等を整理し、他の都道府県市に取組事例として示し、意見交換等を実施した。 <p><具体的な支援策></p>

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部委託を実施していない又は一部のみ実施している都道府県市は、その理由として、「委託先が見つからない」や「児童相談所が直接実施すべき業務と考えている」といった課題を挙げている。 ○ 他方、包括的に外部委託を実施している都道府県市の中には、関係機関と協力して委託先法人を立ち上げる、試行期間を設けて外部委託先団体との信頼関係を構築するなどして、課題を解決しながら外部委託を実現した例がみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回自治体間ネットワーク会議（令和7年3月11日開催）において、関係機関、体制に関する課題（外部委託を含む。）を取り扱い、令和6年4月に施行された改正児童福祉法において児童福祉施設として創設された里親支援センターについて、その活用方法等が十分に理解されておらず、設置が進んでいない現状・課題を把握した。 ○ その上で、関係機関との間で里親支援センターの役割が十分に理解され、その設置及び連携した取組を行っている都道府県市の事例を紹介した。あわせて、里親支援センターの設置・関係機関との連携を進めている都道府県市から直接プレゼンテーションが行われた。 ○ また、都道府県市による里親支援センターの設置状況について、定期的に把握（令和6年5月1日時点、10月1日時点、7年1月1日時点）し、公表した。そのほか、令和6年9月12日に開催した全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議や令和7年3月17日に開催した全国こども政策主管課長会議等において、里親支援センターの設置を促すとともに、取組事例の紹介を行った。 ○ さらに、里親支援センターの体制強化等の着実な実施に必要な経費を令和7年度予算に計上している。 ○ 令和7年度も自治体間ネットワーク会議を引き続き開催することとし、こうした取組を通じて、都道府県市による里親支援センターの設置促進に取り組む。
<p>2 里親等委託の実施状況及びその課題</p> <p>(1) 登録里親の確保 (勧告要旨)</p>	

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>こども家庭庁は、里親委託を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 登録里親の確保を推進するため、積極的にリクルート活動を実施している例や、マッチングが難しい児童の属性等を踏まえ、対象者を絞ってリクルート活動を実施している例などの現場の取組を把握した上で、全国の児童相談所等に優良事例を周知するなどの措置を講ずること。</p>	<p>→ 全国の児童相談所等に、効果的なリクルート活動を実施している優良事例を周知するため、下記の措置を講じた。</p> <p><里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度から自治体間ネットワーク会議を開催し、里親等委託の更なる推進のための六つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理の上、都道府県市に提示した。 ○ 令和6年度においては、自治体間ネットワーク会議を全4回開催し、上記の六つの課題について、都道府県市との意見交換等を実施した。 ○ なお、自治体間ネットワーク会議の開催に当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての都道府県市に個別にヒアリングを実施し、上記の六つの課題における実態を把握した上で、 ・ 先進都道府県市による課題に対する解決策等を参考に、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等を整理し、他の都道府県市に取組事例として示し、意見交換等を実施した。 <p><具体的な支援策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回自治体間ネットワーク会議（令和6年9月24日開催）において、里親登録に関する課題を取り扱い、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親登録に向けた周知広報について、目的が整理されていないまま実施されている ・ 里親月間に伴う実施等により、定例的・限定的になっている ・ 里親登録を促したいターゲットが不明確なまま実施されている ・ これまでのリクルート手法が形骸化しており、里親希望者の掘り起こしにつながっていない

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
	<p>等の現状・課題を把握した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その上で、里親登録を促したい対象者像を明確にした上で、対象者に合ったアプローチを行っているなど上記の課題解決に取り組んでいる都道府県市の事例を紹介した。あわせて、効果的な広報、普及啓発を行っている都道府県市から直接プレゼンテーションが行われた。 ○ 令和7年度も自治体間ネットワーク会議を引き続き開催することとし、こうした取組を通じて、都道府県市による効果的な登録里親の確保に関する取組を支援する。 ○ また、里親制度等について年間を通じて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う「令和7年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業」を活用して、自治体間ネットワーク会議で把握した里親登録における課題に対応した、都道府県市と連携した広報を実施する。
<p>(2) 未委託里親への委託推進 (勧告要旨)</p> <p>② 未委託里親への委託を推進するため、i) 未委託里親に対する研修・トレーニングや、未委託里親が参加しやすい里親同士の相互交流が進むような措置を講ずること、ii) 短期委託（注1）やショートステイ事業（注2）においては、未委託里親に児童を預けることが進むような措置を講ずること。</p> <p>（注）1 児童養護施設等の入所児童を週末や夏季休暇を利用して里親家庭に3～5日程度宿泊させ、家庭生活を体験させる事業 2 実親が疾病、育児疲れ等で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を里親などで預かる事業</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p>	<p>→ i) 未委託里親に対する研修や里親同士の相互交流への参加を促進するため、下記の措置を講じた。</p> <p><里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度から自治体間ネットワーク会議を開催し、里親等委託の更なる推進のための六つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理の上、都道府県市に提示した。 ○ 令和6年度においては、自治体間ネットワーク会議を全4

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>○ 登録里親の中には、登録はしていても実際の児童の委託を受けていない「未委託里親」がおり、特に当該未委託里親が養育経験を積み、スキルアップを図る機会として、研修・トレーニング、短期委託、ショートステイ事業、里親同士の相互交流等がある。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 調査した児童相談所の登録里親のうち未委託里親は約7割であり、未委託の主な理由は、里親側の希望と児童の属性のミスマッチであった。また、児童相談所は、経験豊富な里親に児童を委託しがちで、未委託里親に預けることをちゅうちょする傾向があった。</p> <p>○ 未委託里親が参加しやすい研修・トレーニングや里親同士の相互交流は、里親から需要があるものの、そのような研修等を実施する児童相談所は一部にとどまっていた。</p> <p>○ 短期委託やショートステイ事業は、里親のスキルアップのみならず、里親側の希望の幅を広げることに寄与し、里親委託につながった事例もみられた。</p>	<p>回開催し、上記の六つの課題について、都道府県市との意見交換等を実施した。</p> <p>○ なお、自治体間ネットワーク会議の開催に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての都道府県市に個別にヒアリングを実施し、上記の六つの課題における実態を把握した上で、 ・ 先進都道府県市による課題に対する解決策等を参考に、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等を整理し、他の都道府県市に取組事例として示し、意見交換等を実施した。 <p><具体的な支援策></p> <p>○ 第3回自治体間ネットワーク会議（令和6年12月13日開催）において、里親委託（マッチング）に関する課題を取り扱い、養育力不足により長期間未委託となっている里親が一定数存在する現状・課題を把握した。また、第4回自治体間ネットワーク会議においては、里親の養育技術等に関する課題を取り扱い、児童相談所における未委託里親の状況把握が不十分であること、未委託里親に対する養育力向上に向けた研修等が不十分であることの現状・課題について把握した。</p> <p>○ その上で、両会議において、未委託里親に対し、効果的な研修や里親同士のピアグループの取組など養育力向上につながる支援を行っている都道府県市の事例を紹介した。あわせて、里親の養育技術の向上を図る研修を行っている都道府県市から直接プレゼンテーションが行われた。</p> <p>○ さらに、未委託里親に対する研修や里親同士の相互交流を強化するため、里親支援センターの体制強化等の着実な実施に必要な経費を令和7年度予算に計上している。</p> <p>○ 令和7年度も自治体間ネットワーク会議を引き続き開催す</p>

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
	<p>ることとし、こうした取組を通じて、都道府県市による未委託里親に関する取組を支援する。</p> <p>→ ii) 未委託里親が児童を養育する機会が増えるよう、ショートステイ事業の活用促進について下記の措置を講じた。</p> <p><具体的な支援策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 短期委託については、第4回自治体間ネットワーク会議において、里親の養育技術等に関する課題を取り扱い、未委託里親の状況把握が不十分であることの現状・課題について把握した。 ○ その上で、未委託里親の直近の状況を把握し、個々の里親家庭の状況に合わせて、可能な範囲で短期委託（一時保護委託を含む。）の活動を促し、養育力の向上とアセスメントに有効である事例を共有した。 ○ ショートステイ事業については、都道府県市等の民生主管（部）局長に対して発出した「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長及び支援局家庭福祉課長連名通知）において、ショートステイの委託先として里親等を積極的に活用すること、ショートステイを実施するに当たっては、利用児童に最も適合すると考えられる委託候補里親等を選定するとともに、その調整、支援等について、里親支援センター等に委託することなど里親支援センター等の活用の検討に向けた周知を行った。そのほか、令和7年3月17日に開催した全国こども政策主管課長会議において、当該通知を踏

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
	<p>まえ、ショートステイ事業について、里親等及び児童家庭支援センターの積極的な活用について周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、第4回自治体間ネットワーク会議において、里親の養育技術等に関する課題を取り扱い、里親等委託の推進に向けて、市町村等との連携が進んでいないことの現状・課題について把握した。 ○ その上で、県内の市町村と連携することにより、ショートステイの活用が増加し、児童の受入れに対する未委託里親の意欲の向上が図られ、長期委託につながった事例を紹介した。 ○ さらに、里親の養育の環境整備を目的とし、市町村との連携強化を図るため、令和7年度予算では、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「里親養育包括支援（フォースタリング）事業」において、里親支援センター、民間フォースタリング機関等に市町村連携コーディネーターを補助する職員を配置 ・ 「児童家庭支援センター運営等事業」において、地域支援連携担当職員を配置 するために必要な経費を新たに計上している。 ○ 令和7年度も自治体間ネットワーク会議を引き続き開催することとし、こうした取組を通じて、都道府県市による未委託里親に関する取組を支援する。
<p>(3) 共働き世帯への委託推進 (勧告要旨)</p> <p>③ 共働き世帯の養育環境を整備し、共働き世帯への委託を推進するため、i) 保育所等（注）入所の優先利用に係る関連通知の周知徹底など、養育環境を整えるための支援方策を講ずること、ii) 里親への措置費（事業費）支給の取扱いを再考し、保育所</p>	<p>→ i) 共働き世帯里親の養育環境を整えるため、保育所等入所の優先利用について下記の措置を講じた。</p> <p><具体的な支援策></p>

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>等入所に係る費用を措置費（事業費）として支給することを検討すること。</p> <p>（注）認定こども園を含む。以下同じ。</p> <p>（説明）</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭庁は、児童相談所に対し、里親が共働き世帯であることをもって不利な取扱いを行わないよう要請している。 ○ くわえて、里親の就労等により必要性が生じた場合には、児童の保育所等への入所を認めるとともに、里親委託が行われている場合を保育所等の優先利用の対象とし、保育所等への入所を支援している。 ○ 一方で、委託された児童が幼稚園に通う場合は、その費用（入学金、制服費、通園バス代等）を実費支給しているのに対し、保育所等に入所した場合の費用は支給対象外（注）となっている。 （注）保育料は免除されるが、教材費、制服費等は支給対象外 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国で児童を委託されている里親のうち共働き世帯は約半数（令和4年3月時点）、就労中のひとり親世帯は約1割（同）であるほか、調査した児童相談所において、共働き世帯は登録里親の半数以上（注）を占めていた。 （注）調査した29児童相談所のうち、26児童相談所は令和3年度時点、3児童相談所は4年度時点の数値 ○ 共働き世帯とそれ以外の世帯で、里親としての児童の養育経験を比較すると、共働き世帯の方が養育未経験の割合が高く、共働き世帯への委託が進んでいない。 ○ こども家庭庁の調査（令和5年2月時点）では、全国の里親委託されている就学前児童の45.8%が保育所等に、26.1%が幼稚園に通っている。 ○ こども家庭庁は、里親委託された児童の保育所等の優先利用について通知しているが、現場で認識されていない実態があり、市 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親家庭の保育所等の優先利用に関しては、都道府県等の保育主管部局に対して発出した「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について（周知）」（令和6年8月19日付けこども家庭庁成育局保育政策課及び支援局家庭福祉課連名事務連絡）において、保育所等の優先利用の考え方について、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）で示しているとおり、優先利用の対象として児童が里親に委託されている場合も含むことを再周知した。 ○ また、都道府県市に対して発出した「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付けこ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について、同事務連絡で周知しているところであり、委託児童について最善の措置を探るよう、改めて周知した。 ○ さらに、令和6年12月に「里親制度に関する通知の実施状況及び自治体間ネットワーク会議に関するアンケート調査」を実施した（保育所等の優先利用において里親家庭に配慮を行っている政令指定都市・児童相談所設置市：約48.5%、政令指定都市・児童相談所設置市を除く市町村：約12.4%。管内全ての市町村の状況を把握していない都道府県：約44.7%）。 ○ その上で、第4回自治体間ネットワーク会議において、上記の結果を都道府県市に提示し、共働き世帯里親への委託を推

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>町村によっては、優先利用の措置（入所時の点数の加算）を行っていないところもみられた。</p> <p>また、児童の受託を断念した経験がある共働き世帯の一部は、保育所等の優先利用ができないことを課題として挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に入所した場合の費用が支給対象外なのは負担が重く、幼稚園と同じ取扱いにすべきとの里親の意見が聴取された。 	<p>進するため、改めて市町村に保育所等入所の優先利用に関する通知の周知徹底を求めるとともに、都道府県に対しては管内市町村の保育所等の優先利用の実施状況等の把握に努めるようお願いした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共働き世帯里親の支援を強化するため、令和6年度補正予算で、自治体の創意工夫を凝らした共働き世帯里親等支援の先駆的な取組に対して補助を行う「共働き家庭里親等支援強化事業」を創設した。 ○ 里親制度等について年間を通じて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う「令和7年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業」を活用して、企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発を強化するとともに、共働き世帯里親の理解促進のため都道府県市による広報を支援する。 ○ こうした取組を通じて、共働き世帯里親への委託推進に取り組む。 <p>→ ii) 里親への措置費の支給の取扱いについて、下記の措置を講じた。</p> <p>＜具体的な支援策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等入所に係る費用に関しては、児童入所施設措置費により、里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とし、令和7年度予算に計上している。 ○ こうした取組を通じて、共働き世帯里親への委託推進に取

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>(4) 障害児・被虐待児の委託推進 (勧告要旨)</p> <p>④ 障害児・被虐待児を委託する里親の養育環境を整備し、障害児・被虐待児の委託を推進するため、専門的な研修の受講機会が確保できるよう、都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時の研修への支援方策を検討した上で、障害児・被虐待児を委託している養育里親（注）への専門的な研修機会の付与などを検討すること。</p>	<p>り組む。</p>
<p>（注）専門里親、親族里親及び養子縁組里親以外の里親</p> <p>（説明） 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽度の障害児や被虐待児が里親に委託されることがあるが、こども家庭庁は、障害児や被虐待児など特に専門性の高い支援を必要とする児童を養育する里親として、「専門里親」の区分を設定しており、専門里親になるには、3年以上の委託児童の養育経験を有することのほか、専門里親研修を修了していることを要件としている。 ○ 専門里親研修の実施主体は都道府県市であるが、当該研修のうち実地研修等は、こども家庭庁が示す東京都所在の社会福祉法人に委託が可能とされており、委託されている場合、里親は東京都に出向いて研修を受講している。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親委託されている障害児や被虐待児の多くは、専門里親ではなく養育里親に委託されており、委託された養育里親の中には、児童養護施設等での勤務経験がなく、実子又は里子の養育経験もない世帯もみられた。 ○ 専門里親の数が不足しているため、養育里親が障害児や被虐待 	<p>→ 障害児・被虐待児を養育する里親の環境を整備するため、専門的な研修機会の付与等について下記の措置を講じた。</p> <p>＜具体的な支援策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門里親研修の実施主体は都道府県市であるが、当該研修の実施を委託可能としている。こども家庭庁が例示する委託先は、これまで専門里親認定研修及び更新研修を東京都のみで開催していたが、令和6年度からは、東京都所在の学校法人に替わり、同法人は北海道所在の社会福祉法人と共同して、これらの研修を東京都及び兵庫県で開催することとした。 ○ 本件について、「令和6年度における専門里親研修について」（令和6年4月25日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡）及び「令和6年度における専門里親研修の実施について」（令和6年7月1日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡）により、こども家庭庁から都道府県市に対して学校法人及び社会福祉法人が開催する旨周知した。 ○ なお、これらの法人が行う令和7年度の専門里親認定研修については、更に受講者の利便性を考慮し、面接授業の講義の5割をオンデマンド化して実施することとしており、3日間の研修日程が2日間に短縮された。 ○ また、都道府県市の首長に対して発出した「「専門里親研修制度の運営について」の一部改正について」（令和6年10月18日付けこ支家第530号こども家庭庁支援局長通知）において、養育実習等デジタル化が困難な場合を除き、研修申込みから受講、

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>児を安心して養育できるように研修や委託後の支援が必要であるが、現在の専門里親研修は、専門里親に登録しようとする限り受講ができない。</p> <p>また、専門里親研修がこども家庭庁の例示する法人に委託されている場合には、里親が東京都に出向かざるを得ず、受講し難いとの意見が、児童相談所及び里親から聽かれた。</p>	<p>修了証書の発行、修了証書交付の記録までの一連のプロセスについては、受講者の利便性向上を確保しつつ、可能な限りオンライン化に取り組むよう通知した。これにより、研修開催地から遠方に居住する里親や委託児童を養育しながら受講する里親についての負担軽減が図られるなど、里親の研修機会の確保が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さらに、都道府県市の民生主管部（局）長に対して発出した「養育里親研修の適切な実施について」（令和6年10月18日付けこ支家第525号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、研修内容について、児童の障害の理解等も含めたポイントや狙い・効果等を具体的に記載したカリキュラムを作成し通知した。 ○ くわえて、障害児等の里親等委託の推進のために、令和7年度予算において、里親支援センター及び里親養育包括支援（フォースタлинг）事業において、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るために必要な経費を新たに計上している。 ○ こうした取組を通じて、障害児・被虐待児を委託する里親の養育環境を整備する。
3 里親不調への対応状況 (勧告要旨)	
<p>こども家庭庁は、里親の安定的な養育環境を整備する観点から、児童相談所が里親不調を未然に防止できるよう、全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に周知すること。</p> <p>（説明）</p>	<p>→ 全国の児童相談所が里親不調を未然に防止できるよう、下記の措置を講じた。</p> <p><里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度から自治体間ネットワーク会議を開催し、里親等

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
<p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親への委託後に里親と児童との関係が悪化して養育ができないこと（里親不調）がある。 ○ こども家庭庁は、児童相談所に対し、不調の兆しをできるだけ早く把握し、不調の兆しがあれば、家庭訪問や相談支援等を通じて、できる限り委託の継続に努めるよう求めている。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した児童相談所においては、委託児童数の増加を背景に、里親不調件数が増加傾向であった。 ○ 調査した児童相談所では、家庭訪問を契機に里親と児童の関係悪化の兆しを把握し、児童相談所から里親への助言等によって里親不調を防いだ事例がみられた。 <p>また、児童相談所の取組の中には、里親不調となったケースを振り返り、チェックリストを作成するなど、振り返りの結果を養育支援にフィードバックしている事例もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、児童相談所単位では、里親不調事例数が少ないため、里親不調の未然防止策の検討が進んでいない状況があり、国で里親不調事例を検証して、現場にフィードバックすることを望む意見があった。 	<p>委託の更なる推進のための六つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理の上、都道府県市に提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度においては、自治体間ネットワーク会議を全4回開催し、上記の六つの課題について、都道府県市との意見交換等を実施した。 ○ なお、自治体間ネットワーク会議の開催に当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての都道府県市に個別にヒアリングを実施し、上記の六つの課題における実態を把握した上で、 ・ 先進都道府県市による課題に対する解決策等を参考に、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等を整理し、他の都道府県市に取組事例として示し、意見交換等を実施した。 <p><具体的な支援策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3回自治体間ネットワーク会議において、委託後に関する課題を取り扱い、不調防止のための取組として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等が日常的に相談できる体制や、関係機関等が伴走型で支援できる体制が不十分である ・ 不調による委託解除後の里親・児童への支援体制が確立されていない 等の現状・課題を把握した。 ○ その上で、不調防止のために、里親等が日常的に相談できる体制や関係機関等が伴走型で支援する体制を整えているなど、課題解決に取り組む都道府県市の事例を紹介した。 ○ さらに、里親が日常的に相談できる体制を構築するため、里親支援センターによる支援の着実な実施に必要な経費を令和7年度予算に計上している。

勧告事項等	こども家庭庁が講じた改善措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、上記課題に対応するため、令和7年度予算において、里親支援センター及び里親養育包括支援（フォースターリング）事業において、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るために必要な経費を新たに計上している。 ○ こうした取組を通じて、都道府県市による里親不調の防止に関する取組を支援する。